

郵送での申請について（小型船舶操縦免許証・海技免状）

下記申請に関しては、郵送でも申請することができます。
(お手持ちの免許証原本を同封できる場合に限ります。紛失している場合、郵送申請できません。)

※郵送可能な申請

- ・合格後の免許申請（ [小型](#) ・ [大型](#) ）
- ・更新申請（ [小型](#) ・ [大型](#) ）
- ・失効再交付申請（ [小型](#) ・ [大型](#) ）
- ・記載事項訂正申請（ [小型](#) ・ [大型](#) ）
- ・限定解除申請（ [小型](#) ・ [大型](#) ）

なお、郵送による申請の場合には、申請書等を送付後、免状・免許証がお手元に届くまで 7日～10日程度の日数を要します。現有の免状・免許証を郵送していただくため、その間、船舶職員として乗船できなくなります。なお、ご提出書類に不備・不足があると補正されるまで、免状・免許証をお作りできませんのでご注意ください。(返信用の封筒・郵便切手が不足する、写真がないなどの不備が多く、発行に時間がかかることが増えています。必ず必要書類をご確認ください。)

●返信用封筒について

新しい免状・免許証は、同封して頂いた返信用封筒に入れて返送致します。

下記の返信用封筒の同封をお願い致します。レターパックも使用できます。

種類	封筒	貼って頂く切手の金額
海技免状	A4の用紙が入る大きさの封筒（角2封筒）	530円 （簡易書留で返送します）
小型船舶免許証	定形サイズの封筒（長3封筒）	460円 （簡易書留で返送します）

※普通郵便では送付できません。

●手数料・登録免許税について

手数料納付書へ収入印紙を貼付していただきます。


収入印紙は過不足なく貼付してください。（郵便切手や収入証紙は使用不可）

●宛先

[こちら](#)からご確認ください。

460-8528

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
中部運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

 052-952-8027